

介護保険と障害福祉サービスの併用に関する自治体等情報

■厚労省資料

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenbu/0000150451.pdf>

“市町村が適当と認める支給量が介護保険サービスのみによって確保することができないと認められる場合等には、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが可能”(P2)

■ (愛知県)江南市版 障害福祉サービスと介護保険サービスの併用について

https://www.city.konan.lg.jp/res/projects/default_project/page/001/003/447/shougaikaigoq_a.pdf

【併用できる障害福祉サービス】について記載有り。

■ 大分市 介護保険制度と障害福祉サービスの適用関係について

<https://www.city.oita.oita.jp/o089/kenko/fukushi/documents/kaigohoken.pdf>

基本的には、介護保険サービスが優先、しかし、介護保険に相当するものがない障害福祉サービス固有のものとして認められるものについては状況に応じ利用することができます。

■ 大阪市福祉局 障がいのある方の介護保険利用について

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/cmsfiles/contents/0000604/604370/11kaigosyougai.pdf>

一律に介護保険サービスを優先させるのではなく、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断していくことが必要 (p9 8さいごに、より)

■ 練馬区 介護保険制度との関係について

https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/shogai/jiritsu/riyo_shiharai.html

障害のある方で、介護保険制度の適用を受ける方は介護保険サービスが優先されます。介護保険制度にないサービスについては、障害福祉サービスを利用できます。

■杉並区 杉並区 障害福祉サービス等支給ガイドライン

https://www.city.suginami.tokyo.jp/res/projects/default_project/page/001/063/228/0504_guideline.pdf

P8 5. 介護保険制度との適用関係

介護保険制度と障害福祉サービスとの適用関係について

■北区 東京都北区 障害福祉サービス等支給決定基準

<https://www.city.kita.tokyo.jp/s-fukushi/kenko/shogai/sogo/jigyosha/documents/sikyuketteikijyun.pdf>

P22 7.介護保険、介護扶助との適用関係について

サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害サービス固有のものとして認められる同行援護、行動援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援等は支給できます。

(以上、2024年2月28日(水)時点における調べ)

しがき行政書士事務所 行政書士 紫垣伸也